人事異動

内閣

（警察庁警備局付）警視長　今井　勝典
（警察庁長官官房付）同　難波　健太
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる（各通）
（警察庁警備局付）同　今井　勝典
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
（同）同　滝澤　幹滋
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する
（同）警視正　武田　聡
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム空港危機管理官を免ずる
（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策官（併）社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室長）厚生労働事務官　佐々木裕介
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に昇任させる
内閣官房新型インフルエンザ等対策室参事官を命ずる
（厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長）同　國分　隆之
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（水産庁漁政部加工流通課長）農林水産事務官　杉中　淳
（農林水産省大臣官房国際部国際政策課長）同　野津山喜晴
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房ＴＰＰ政府対策本部員を命ずる（各通）
（同）同　幸田　淳
（水産庁漁政部加工流通課長）同　山口　琢磨
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房ＴＰＰ政府対策本部員を免ずる（各通）
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　國分　隆之
厚生労働省に出向させる（以上九月一日）
（環境省大臣官房審議官）環境事務官　鎌形　浩史
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる
（同）同　鎌形　浩史
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
（環境省大臣官房付）同　角倉　一郎
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　角倉　一郎
環境省に出向させる（以上九月四日）
（警察庁警備局付）警視長　山本　有一
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房拉致問題対策本部事務局情報室長を命ずる
（同）同　柴山　克彦
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房拉致問題対策本部事務局情報室長を免ずる（以上九月六日）

原子力防災会議事務局

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　鎌形　浩史
原子力防災会議事務局付に併任する（九月四日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、九月八日マケドニア旧ユーゴスラビア共和国の独立記念日につき、同月六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、九月九日タジキスタン国の独立記念日につき、同月六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から八月三十日ウズベキスタン国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、九月四日御答信があった。

御答電

天皇陛下から六月二十一日ルクセンブルク国大公殿下へ発せられた御祝電に対し、八月六日御答電があった。

天皇陛下から七月十一日カタール国首長殿下へ発せられた御祝電に対し、八月二十日御答電があった。

官庁事項

政府認証基盤を構成するアプリケーション認証局２システムの自己署名証明書のフィンガープリントの公示について

政府認証基盤を構成するアプリケーション認証局２システムの自己署名証明書（以下「アプリケーション認証局２の自己署名証明書」という。）のフィンガープリントを、次のとおり公示する。

平成25年９月10日

総務大臣　新藤　義孝

アプリケーション認証局２の自己署名証明書のフィンガープリント

次表左欄に掲げるハッシュ関数により算出したアプリケーション認証局２の自己署名証明書のフィンガープリント及びその有効期間は、同表中欄及び右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フィンガープリント	有効期間
SHA－1	F00F　C37D　6A1C　9261　FB6B　C1C2　1849 8C5A　A4DC　51FB	2013年３月13日０：00～ 2033年３月13日０：00

注　SHA－1により算出したフィンガープリントは、40桁の16進数であり、「0」～「9」及び「A」～「F」の文字の組み合わせで示される。ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「：」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

気象庁防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、気象庁防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成25年９月10日

気象庁長官　羽鳥　光彦

一　修正の目的　気象業務法の改正及び災害対策基本法の改正を踏まえ、所要の修正を行った。

二　修正年月日　平成25年８月30日

三　修正の要旨

１　平成25年８月30日から特別警報の運用を開始することに関する必要な修正を行った。

２　市町村長から避難勧告等に関する事項について助言を求められた場合、必要な助言を行うことについて記述の修正を行った。

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

山口労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山口県最低賃金（昭和55年山口労働基準局最低賃金公示第１号）第４号中「１時間690円」を「１時間701円」に改める。

平成25年９月10日

山口労働局長　山口　晃

公告

諸事項

公認会計士懲戒処分公告

下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第31条第１項の規定に基づき、平成25年９月３日付で平成25年９月５日から平成25年10月４日までの１月の業務停止処分を行ったので、同法第34条第３項の規定に基づき公告する。

平成25年９月10日

金融庁長官　畑中龍太郎

記

公認会計士　齊藤栄太郎　昭和37年２月27日生
公認会計士登録番号　第10443号
現住所　埼玉県さいたま市緑区太田窪１丁目４番３号